

建設業者許可証明に関する規則及び解体工事業に係る登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県規則第二十八号

### 建設業者許可証明に関する規則及び解体工事業に係る登録等に関する規則の

#### 一部を改正する規則

(建設業者許可証明に関する規則の一部改正)

第一条 建設業者許可証明に関する規則(昭和四十九年広島県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」を「氏名 年 月 日」に改める。

(解体工事業に係る登録等に関する規則の一部改正)

第二条 解体工事業に係る登録等に関する規則(平成十三年広島県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」に改め、「<sup>㊦</sup>」を削る。

別記様式第三号中「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」に、「<sup>㊦</sup>」を「氏名 年 月 日」を「氏名 年 月 日」に改める。

別記様式第四号中「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」に改める。

別記様式第五号中「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」に改め、「<sup>㊦</sup>」を削る。

別記様式第六号中「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。